

令和元年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会

- 1 開催日時 令和元年8月6日（火）午後1時～午後2時04分
- 2 開催場所 木更津市役所朝日庁舎会議室A1、A2
- 3 出席委員（14名）（敬称略）
 - （1）被保険者を代表する委員（5名）
高橋 豊、三枝 一雄、嶋 利昭、山口 正明、山本 隆
 - （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（4名）
本吉 光隆、神田 豊彦、細井 系太郎、富沢 道博
 - （3）公益を代表する委員（5名）
鈴木 彩子、榛澤 敦子、永野 昭、高橋 光男、平田 和世
- 4 欠席委員（2人）（敬称略）
 - （1）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（1名）
大日方 研
 - （2）被用者保険等保険者を代表する委員（1名）
白駒 勝也
- 5 執行部
市民部 地曳市民部長、斉藤市民部次長、加藤保険年金課長、大森課長補佐
影山国保給付係長、石田主査、清水主査
財務部 渡邊収税対策室長、露寄収納管理係長
- 6 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員10人
傍聴人数 0人
- 7 議題
 - （1）平成30年度木更津市国民健康保険事業報告（案）について
 - （2）平成30年度木更津市国民健康保険特別会計決算（案）について

木更津市国民健康保険運営協議会 会議録(質疑概要)

斉藤次長 みなさん、こんにちは。

本日、出席の連絡をいただいている委員の皆様がおそろいですので、ただ今から、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

はじめに、高橋 会長から ご挨拶を申し上げます。

高橋会長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

梅雨が一週間、10日位前ですか。やっと明けまして、いきなりこのように暑くなって、体調を崩さないようにご留意願いたいと思っています。長雨によりまして日照時間が短く、夏野菜等が高騰して家計の方に影響を及ぼしております。また、10月から消費税が上がります。どんどん家計が苦しくなっていますが、皆様も元気にいてください。

木更津市におかれては、国保加入者の疾病予防や、健康づくりなどの事業を通じて、健康の保持や増進に努めることや、ジェネリック医薬品普及の推進など、医療費の抑制や適正化を図る努力を続けていただきたいと思います。

このように、持続可能な医療制度のための改革が進められる中、国保会計の健全化に向けて、更に努力していかねばならないと考えております。

皆さんの一層のご協力をお願いいたします。

さて、国保の広域化により、千葉県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営に参画して1年が過ぎたところでございます。そのような中、本日は、昨年度の木更津市国民健康保険事業報告と特別会計決算について、ご審議いただきます。

また、協議会終了後には、会場を富津市に移しまして、「保険者努力支援について」と題した君津地区4市の国保運営協議会委員の研修会も予定されております。保険者努力支援につきましては、保険者が被保険者の健康のために行う努力を評価するものであり、国としても大幅に拡充を図る方向で検討されていますので、国民健康保険事業の研鑽を積む良い機会であります。

よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

斉藤次長 ありがとうございます。

議事に入る前に本日の資料の確認をお願いしたいと思います。A4一枚紙で、次第、座席表、名簿、それと冊子になりますが、「国民健康保険事業の運営に関する協議会」、「国民健康保険の概要」の5点となります。過不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が議長を務めることになっております。高橋会長に議事進行をお願いいたします。会長よろしく願いいたします。

高橋会長 それでは、よろしくお願いいたします。

規定に従い、議長職を務めさせていただきます。なお、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条に規定する定足数につきましては、委員の半数以上である14名の出席がありましたので、本日の会議は成立いたしましたことを報告いたします。傍聴人はいないですかね。

それでは、審議に入ります。本日、ご審議いただく議題は、「平成30年度木更津市国民健康保険事業報告（案）」と「平成30年度木更津市国民健康保険特別会計決算（案）」についての2件です。

この2件につきましては、関連がありますので一括して議題に供し、事務局から説明を求めます。

加藤課長 議長

高橋会長 加藤課長、よろしくお願いいたします。

加藤課長 それでは、私からご説明させていただきます。

大変失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

はじめに、平成30年度の木更津市国民健康保健事業報告（案）についての主な健康保険事業について、資料に基づき報告いたします。

なお、主要な事業のご説明となりますので、後ほどご説明する歳出決算とは数字が異なりますので、ご承知おきください。

それでは、国民健康保険事業の運営に関する協議会、横型の資料の2ページをお開きください。

表の上の説明文の5行目の終わりから6行目にかけてましてご覧ください。

平成30年度の国民健康保険加入者の年間平均世帯数は19,705世帯で、年間平均被保険者数は30,713人でございました。なお、平成29年度は、世帯数20,476世帯、被保険者数は32,682人となっており、平成29年度と比較しますと、世帯数では771世帯3.77%、被保険者数では1,969人6.02%減少しております。3行目に記載しておりますが、平成30年度から国民健康保険の広域化に伴いまして、千葉県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになったことにより、給付費に必要な費用を県が交付金として負担し、その財源として、市町村の医療水準、所得水準を考慮して決定されました国民健康保険事業費納付金を市町村が県に納付することになりました。

また、平成30年3月に策定しました「木更津市国民健康保険保健事業計画（第2期データヘルス計画）」に基づきまして、特定健康診査等の保健事業を実施し、評価を行いました。

なお、平成28年度に君津木更津医師会のご承認をいただき、千葉県国保連君津支部に立ち上げました慢性腎臓病（CKD）予防連携委員会では、行政と医療機関とが連携してCKDの発症・重症化を予防することで、被保険者の健康寿命の延伸を図り、ひいては、医療費の適正化に資する仕組みづくりを進めて参りましたが、今年度から開始となりました。

それでは具体的事業についてご説明いたします。表の左上の款と項、表中の事業名でご説明いたします。

はじめに、5 款 総務費、5 項 総務管理費の保険給付事務につきましては、予算現額 1,206 万 7 千円に対しまして、1,186 万 8 千円を支出いたしました。主な内容は、短期雇用職員の賃金（臨時職員 4 名（国保給付担当））等でございます。

保険者事務電算共同処理委託では、予算現額 1,352 万 5 千円に対しまして、レセプトの処理を国保連合会へ委託するため、1,238 万 4 千円を支出いたしました。処理件数等は、「執行内容」に記載のとおりでございます。

次に、保険証更新事業では、8 月 1 日を更新日といたしまして、2 万 2 百世帯弱に対し、保険証を簡易書留で送付し、予算現額 873 万 8 千円に対しまして、860 万 2 千円を支出いたしました。

医療費適正化対策事業では、引き続き 6 名の医療事務有資格者等を雇用し、レセプトの 2 次点検を実施するほか、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、利用差額を年 2 回通知するとともに、保険証更新に合わせて「ジェネリックお願いシール」を同封したところがございます。予算現額 1,029 万 6 千円に対しまして、1,015 万 1 千円を支出いたしました。

次に、国民健康保険団体連合会負担金は、国民健康保険法に基づいて設立された同会への負担金として、予算現額と同額の 348 万 5 千円を支出いたしました。

次に、3 ページをご覧ください。5 款 総務費、10 項 徴税費、保険税賦課事務費につきましては、納税通知書の印刷、封入封緘と郵送料等として、予算現額 493 万 1 千円に対しまして、474 万 1 千円を支出いたしました。

次に、10 款 保険給付費、5 項 療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費保険者負担金ですが、予算現額 77 億 6,604 万 1 千円に対しまして、76 億 2,294 万 6 千円を支出したところがございます。平成 29 年度 34 万 2,118 件に対しまして、平成 30 年度は 32 万 5,619 件の受診となっており、1 万 6,499 件減少しております。

また、退職被保険者等療養給付費保険者負担金では、予算現額 4,300 万円に対しまして、3,422 万 6 千円を支出いたしました。1,573 件の受診となっており、平成 29 年度と比較しますと 2,510 件減少いたしました。

次に一般被保険者療養費保険者負担金では、予算現額 5,610 万円に対しまして、4,935 万 3 千円を支出いたしました。支給件数は 7,196 件で、平成 29 年度より 636 件減少いたしました。

退職被保険者等療養保険者負担金でございますが、予算現額 15 万円に対しまして、8 万 9 千円を支出し、支給件数は 26 件で、平成 29 年度より 39 件減少しております。

次に、審査支払手数料につきましては、レセプトの審査等の手数料を国保連合会へ支払うものでございます。予算現額 2,053 万 7 千円に対し、2,010 万 5 千円を支出し、件数は 52 万 6,032 件でございます。

次に、10 款 保険給付費、10 項 高額療養諸費の一般被保険者高額療養費保険者負担金では予算現額 10 億 2,323 万円と同額を支出いたしました。支給件数は 2 万 998 件で平成 29 年度より 420 件減少しております。

退職被保険者等高額療養費保険者負担金では、予算現額 561 万 9 千円と同額を支出いたしました。支給件数は、70 件、平成 29 年度より 85 件減少しております。

次に、4 ページをご覧ください。

10 款 保険給付費、17 項 出産育児諸費、出産育児一時金では、予算現額 4 千 775 万円に対しまして、4,380 万 7 千円支出し、支給件数は 106 件で、平成 29 年度より 10 件の増加でございました。

次に、10 款 保険給付費、20 項 葬祭諸費、葬祭費では、予算現額 1,055 万円と同額を支出し、支給件数は 211 件で、平成 29 年度より 35 件の増でございました。

次に、14 款 民健康保険事業費納付金につきましては、先ほどご説明いたしました、国民健康保険の広域化に伴い、新たに生じたものでございます。

千葉県が保険給付費を推計し、保険税収納必要総額を算出し、当該総額を市町村の医療水準、所得水準を考慮して納付金額が決定されたものでございます。

まず、一般被保険者医療給付費分につきましては、予算現額 25 億 8,759 万 5 千円に対しまして、25 億 8,759 万 4 千円を支出いたしました。

退職被保険者等医療給付費分につきましては、予算現額 2,021 万円に対しまして、2,020 万 9 千円を支出いたしました。

次に、14 款 10 項 後期高齢者支援金分、一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、予算現額と同額の 8 億 1,075 万 6 千円を支出いたしました。

退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、予算現額 627 万 7 千円に対しまして、627 万 6 千円を支出いたしました。

なお、この後期高齢者支援金等は、75 歳以上の方々が加入しております後期高齢者医療制度の運営財源となるものでございます。

次に 5 ページをご覧ください。14 款 15 項 介護納付金分の介護納付金分につきましては、予算現額 2 億 3,913 万 8 千円に対し、2 億 3,913 万 7 千円を支出したところでございます。

こちらは 40 歳以上 65 歳未満を対象としたもので、介護保険事業の財源として千葉県が診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、25 款 保健事業費、3 項 特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費につきましては、予算現額 1 億 635 万 7 千円に対し、9,705 万 9 千円を支出いたしました。特定健康診査は、40 歳以上の方を対象とし、医療機関で直接受診する個別健診と集団健診の 2 種類があり、6 月から 10 月までの間で実施いたしました。全体で 9,065 人が受診しました。

次に、25 款 保険事業費、5 項 保健事業費、医療費通知事務では、予算現額 580 万円に対し、560 万円を支出いたしました。被保険者に対して年 4 回の医療費通知を送付いたしました。

また、短期人間ドッグ助成事業では、予算額 6,200 万円に対し、6,174 万 9 千円を支出し、受検者数は 1,596 人で平成 29 年度より 4 人減少いたしました。

40 款 諸支出金、5 項 償還金及び還付加算金に係る二つの事業につきましては、平成 29 年度に交付されたました各負担金の超過受領分を国や県等へそれ

ぞれ返還するため、支出したものでございます。

続きまして、議案の（２）平成 30 年度木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。

資料の 8 ページをご覧ください。

まず、用語についてご説明申し上げます。

調定額といいますのは、収入が見込まれる又は収入されるべき額でございます。

不納欠損額といいますのは、請求することの出来なくなった金額でございます。不納欠損の理由でございますが、納期限から 5 年間経過したことにより時効を迎えたものや時効前でも生活保護や自己破産等により、これ以上徴収することが出来ないと認められたため、執行停止となったものでございます。

収入未済額といいますのは、収入を見込んだ額の内、収入出来なかった金額となります。

それでは、はじめに歳入についてご説明申し上げます。

主な歳入でございますが、5 款の国民健康保険税は、現年分と滞納繰越分を合わせまして、予算現額 30 億 3,745 万円、調定額 52 億 8,301 万 3 千円弱に対し、30 億 7,620 万 4 千円余りの収入がございました。収納率は、58.23%で、平成 29 年度の 57.05%より、1.18 ポイント上昇しておりますが、依然として厳しい状況でございます。なお、現年度分では、87.86%で、昨年度の 87.80%より 0.06 ポイント上昇いたしました。

次に、25 款 県支出金は、予算現額 90 億 7,476 万 5 千円に対し、89 億 5,074 万 2 千円余りの収入がございました。

これは、市町村が支出する保険給付費分を県が交付する「普通交付金」と医療費の適正化に向けた取組等に対する支援であります保険者努力支援分や地域的な特殊事情や保健事業等施策の推進の取組等対しに交付される「特別交付金」の合計になります。

次に、37 款 寄付金は、予算額 54 万 3 千円に対し、61 万 3 千円の収入がございました。この寄付金は、ふるさと納税の際、国民健康保険特別会計を指定して納付いただいたもので、18 件ございました。

次に、40 款の繰入金ですが、予算現額 11 億 6,408 万 4 千円に対しまして、11 億 382 万 6 千円余りの収入がございました。この繰入金には、一般会計繰入金と基金繰入金がございます。

一般会計繰入金は、国保税を軽減する場合、市が一部負担する保険基盤安定負担金や、職員の人件費、出産一時金に係る費用の一部を負担する法定内の繰入と、安定した国保運営を図るため、一般会計から赤字分を補てんする法定外の繰入がございましたが、平成 30 年度は、法定外繰入れは、ありませんでした。

基金繰入金につきましては、平成 29 年度の剰余金を国民健康保険特別会計財政調整基金へ積立いたしまして、平成 29 年度補助金等の精算に伴う返還金に充てるため、繰入れいたしました。

50 款 諸収入では、予算現額 6 千 464 万 2 千円に対しまして、8 千 840 万 6 千円余りの収入がございました。

主なものは、一般被保険者第三者行為に伴う損害賠償金 2,130 万 8 千円、また、一般被保険者保険給付返納金 454 万 1 千円でございます。

歳入合計で予算現額 133 億 4,151 万 9 千円に対しまして、132 億 1,983 万 1 千円余りの収入がございました。

次に歳出でございますが、歳出につきましては、9 ページ・10 ページにまとめた表を記載しております。

その主な内容につきましては、先程、事業報告で主要事業の概要として、ご説明いたしましたとおりでございます。

それでは、11 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 132 億 1,983 万 1 千円に対しまして、歳出総額は 131 億 1,398 万 9 千円で、実質収支額は 1 億 584 万 2 千円でございます。

平成 30 年度の事業と決算の報告は以上でございます。

なお、本日お配りしました「国民健康保険の概要（平成 30 年度）」につきましては統計的な参考資料でございますので、本日は、内容の説明は、いたしません。お時間のあるときに、ご覧ください。ご質問等がありましたら随時、事務局へお問合せいただければと思います。

私からは、以上でございます。

高橋会長 はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、ご質疑等ある方は、挙手の上は発言をお願いいたします。

山口委員 はい。

高橋会長 山口さん、お願いいたします。

山口委員 それでは、ちょっと数件お伺しますけれども、まず、1 点目ですけれども、国民健康保険の広域化が実施されて 1 年間経過しましたが、つきましては、今後、更に検討すべき事項、あるいは課題がありますればお聞かせ願いたいと思います。

2 点目ですけれども、レセプトの事業の件ですけれども、先程ご説明のありましたように 2 ページ目の電算票の処理の委託費と短期雇用の賃金、更には、3 ページ目の審査支払手数料はありますけれども、それぞれ全部レセプトに関する関係だと思いますけれども、それぞれの業務内容はどのようなものをしているか、その辺をお伺したいと思います。

それから、3 点目ですけれども、先程国保の加入世帯数 1 万 9,705 とありますけれども、このうち外国人の方は全体の何%くらいいるのでしょうか。そして、外国籍の方の納付状況はどうでしょうか、その辺をお伺したいと思います。

それから、最後ですけれども、医療費の削減化についてでありますけれども、調剤薬局に行きますと、私もよく利用しますが、お薬手帳を忘れた方というのがかなり多く見受けられます。多分、お薬手帳を忘れると 100 円程度余分に調剤薬局で取られると思いますけれども、3 割の方ですと 30 円程度、残りの 70 円程度は保険の方から支出となることと思うのですけれども、それで一つ提案ですけれども、市の方で年に数回医療費について葉書で皆さんに通知し

ておりますけれども、その葉書の中にですけれども、「医療機関で受診の際は必ずお薬手帳を持参しましょう」と、「持参しないで調剤を受けると個人負担が多くなりますので注意しましょう。」というような文言を記載してみたらどうでしょう。以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、広域化の課題の問題からですね。一つ目を執行部、よろしく願います。

大森課長補佐 はい。

高橋会長 お願いいたします。

大森課長補佐

保険年金課の大森でございます。よろしくお願いいたします。

広域化につきましてはこれまでも何度か説明させていただきましたとおり、医療費の支出に関して、今まで実費で支払っていたものが、毎年定額で示される国保事業費納付金を納めれば、実際にかかった金額について担保していただけるということで、以後、安定化が図られることになっているのですが、実は国保の会計につきましては、これまで県から交付されました概算の交付金等を翌々年度にお返しするという事務がございましたけれども、こうした前の、平成 29 年度の交付金に対しての結果が、平成 31 年度に発生している等ということもございまして、まだ完全に広域化前の国保会計と完全に切り離されて、全く新しい制度移行に至っていないということがございますことが一つと、広域化という新制度移行に関して、当初 6 年間につきましては、その負担の大きい市町村に対して激変緩和措置というものが充てられるのですが、これが毎年度確実にいくらいただけるのが読み辛いという面もございまして、安定化が確かに図られているという実感はございますけれども、まだ、具体的な方法、動向が読みきれていない。調査研究が必要だということが課題にあると思いますので、来年度以降につきましても広域化の動向についての研究に努めたいというふうに考えております。広域化については以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。

山口さん、広域化の課題についてよろしいですか。質問をどうぞ。

山口委員 はい、広域化については今のところ、特に、可も不可もないという感じでしょうか。

大森課長補佐

はい、おかげさまで、ただ今の報告にありましたとおり、例年続いておりました法定外繰入れにつきましても、30 年度は行わずに済みましたので、一定の安定化があったのではないかと考えております。

山口委員 はい、ありがとうございました。

高橋会長 続きまして、レセプト事業の関係ですか。

影山係長 はい。

高橋会長 よろしく願います。

影山係長 保険年金課の影山です。よろしくお願いいたします。

レセプトの件ということで、電算共同事業の処理委託費の関係と短期雇用と

審査支払手数料ということでご質問を受けたのですが、まず、電算共同処理委託費と申しますと、被保険者の資格確認とか診療明細書の資格確認等を行っていただく。また、高額療養費等を支払いするとき、また、医療費通知とか国保連でデータを作っていただく時に支払う手数料となっております。

まず、国保連の方でレセプトにつきましては一次審査をいただき、私どもの短期雇用職員ということでレセプト点検資格を持っている方を、現在5名なのでありますが、雇っております、レセプトについて二次審査をしていただいているということで、二次審査分の人件費。

それと、おっしゃっていただきました審査支払手数料につきましては、国保連の方から病院の方へ7割分のお金を支払っていただくため、1件当りの手数料ということで支出しているものになります。以上でございます。

高橋会長 山口さん、よろしいでしょうか。

山口委員 はい、わかりました。

そうしますと、まず第一的には市の方でレセプトをチェックして、二次的には国保連協会がチェックするというのではなくて、ただ、国保連協会では医療機関への支払事務だけということでしょうか。

影山係長 医療事務については、まず、国保連がレセプトの一次審査ということで審査をいたしまして、その後、本市の方へデータが来まして、データが出た後、二次審査ということでレセプトの点検員さんたちに点検をしていただいているところです。国保連はレセプトのデータに基づいて医療費通知とか、支払の時にデータを作っていただくというように、役割分担をさせていただいているところでございます。

山口委員 はい、わかりました。

高橋会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、30年度の平均世帯数、1万9,705世帯のうち、外国人の方がどの位いらっしゃるかと、納付なり収納状況がどうなっているかということでございますが。執行部、わかりますかね。

加藤課長 はい。

高橋会長 はい、課長、よろしく願いいたします。

加藤課長 すみません。外国人の方の加入者数ということでございますけれども、今、データを持っておりません。調べれば分かると思いますけれども、お時間がかかるとお思いますので、分かりました時点で、また、通知やお手紙で送らせていただければと思います。

渡邊収税対策室長

すみません

高橋会長 どうぞ。

渡邊収税対策室長

収税対策室の渡邊でございます。よろしく願いいたします。

私の方から、外国人の方の納付状況について分かるか。というお尋ねに対しましてお答えいたします。

結論から申し上げますと、日本人の世帯だから収納率何%、外国人だから

何%というデータは持ち合わせていません。理由といたしましては、世帯課税となってしまうので、世帯の中に複数いた場合、按分ということもできませんので、そういったデータは持ち合わせていないということが事実でございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長 ありがとうございました。

山口委員 はい、ありがとうございました。というのはですね、外国では保険制度を導入している国が非常に少なく、日本のようにそういうような納税義務を考えている外人は少ないと思うのですよ。そこでちょっと先ほど質問した訳であります。以上です。

高橋会長 わかりました。それでは外国人の方の納付状況は、先ほど渡邊室長から話がありましたけれども、世帯課税ですから確かに詳しくは出せないかも知れませんがそれなりによろしくお願いいたします。

最後にお薬手帳の関係なのですが、年何回か郵送するときに、お薬手帳を持参するよという啓蒙活動と言いますか、そういうことが可能かどうかというご質問だったのですが、どうでしょうか。お願いします。

影山係長 医療費通知等につきましては、定型で作成を国保連に依頼していつも作っているものでございますので、早急に盛り込むというのは厳しいかと思うのですけれども、広報やホームページ等で周知して行く事はすぐできますので、そちらの方で対応して行き、医療費通知に盛り込めるかどうか、これから検討して行きたいと思うところでございます。以上です。

高橋会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

山口委員 はい、わかりました。それでちょっと教えてもらいたいのですけれども、忘れた場合は100円程度でよろしいでしょうか。金額的には。

影山係長 申し訳ありません。ちょっとそこまでは不勉強で。確認して後日お知らせしたいと思います。

山口委員 はい、わかりました。

高橋会長 どうもすみません。私自身もどのくらい手数料を負担しているかは分かっていたので、よろしくお願いいたします。

榛澤委員 (挙手)

高橋会長 続きまして、どうぞ。

榛澤委員 すみません。榛澤と申します。お世話になります。

お薬手帳を私も忘れたことがあるのですけれども、別にお金を取られませんでしたよ。シールを作ったので、「これをお持ちになって、お家で貼っておいてくださいね。」ということでお金を取られることはございませんでしたけれども。そういう認識はありませんでした。お金を取られるとは。

シールをちゃんと作ってくれて、これはお家へ持って行って貼ってくださいね。ということで、私も2回位忘れたことがあったのですけれど、お金を取られたことがありませんでしたけれども。

お金を取られることは、すみません。知りませんでした。

高橋会長 ありがとうございました。

榛澤委員 はい、すみません。

高橋会長 確かに、私自身でいきますと、言われましたよ、はっきり。手帳はありませんと多めに料金をいただきますよ。と言われたことが事実としてあります。1回位忘れましたがね。金額は覚えていません。よろしく願いいたします。

その他、誰かいらっしゃいますか。

山本委員 よろしいですか。

高橋会長 はい。

山本さん。どうぞ。

山本委員 山本と申しますけれども、2ページ目なんですけれどもね、事業名が保険証更新事業費です。870万、これはあくまでも市の方が発注された事業だと思いのですけれども、これで支出が860万で100%近い事実で、落ちたやつですか。

これは、契約形態。どういう形態で発注されているんですか。随契とか指名とかいろいろ競争とかありますけれども、それが第1点なんですけれども、もう一つはですね、建設業の中で、一人親方っていう業態があるんですけれども、その人たちは本来社会保険に入るのであれば入られるということで、平成29年、それが強制加入になったと聞いております。これは国交省の意向なんですけれども、市において、一人親方、個人事業主の社会保険の加入に関して、何か知りえるところがあれば、と言うのは、今までほとんど入っていなかったのが実情らしいので、平成29年から強制加入になっているということで、収納率が上がっているのではないかと。平成30年度ですね。飛躍的に上がっているのか、上がってないのか。ちょっと趣旨がわからないんですけれども、その部分でその方達が強制的に入らざるを得ないような制度になっているので、収納率は格段に良くなっているんじゃないかなと一人で思っているのですが、その2点、もしわかれば教えていただきたいのですけれども。

高橋会長 1つ目の、わかりますか。その保険証の更新について。

それでは、次の質問の一人親方の場合のお話しはわかりますか。

加藤課長 はい。

高橋会長 課長、よろしく願いいたします。

加藤課長 先ほどの2つ目の一人親方への社会保険の加入状況を把握しているかと言うことですが、大変申し訳ないですけれども、うちの方では把握しておりません。

山本委員 それでは、ちょっと加入収納率ともリンクすると思うのですけれども。国民健康保険に入れなくてことね。

高橋会長 私が知っている範囲ですけれども、一人親方は建設土木というところに入るのではないですか。

山本委員 そういうケースもあります。

高橋会長 昔でいうところの建設土木と

山本委員 直接国民健康保険に入るって。

高橋会長 国民健康保険ではなく、建築土木という、その。

山本委員 それは個人の方で、入っていただく。本当の一人親方で、個人で入る、おそらくそういった方たちが国保に、要は社会保険に入らず、いるらしいのです

けれども、直に市に入るというケースが有ると聞いています。

高橋会長 まあ、それはあると思いますね。

山本委員 その数を把握されていれば、収納率にリンクするのではないかってことでね、だから、収納率が変わらなければ、せっかく 29 年度で制度ができたんですけれどね、国の制度ですけれども、市は何もやっていないじゃないですけれども、何も効果が上がっていない。ちょっと保険税に当然リンクするし、そんな、国と市とのあれはちょっと僕は分からないのですが、せっかく良い制度が始まったばかりですけれども、その部分がもしや、今日、今どうかという訳じゃないですけれども、知りうるものがあれば聞きたいですね。いや、もうそれは、あれはあなたの言っている質問が結果になっていないと言っていた聞いてもいいですが、少しでも保険税を安くするためにもそういう制度が出来上がっているのですね。

高橋会長 課長、よろしくをお願いします。

加藤課長 何かわかりましたら、次回の会議、折を見ましてご報告させていただきます。

高橋会長 では、山本さん、よろしくをお願いします。

山本委員 保険証（更新事務）の契約形態は。

影山係長 はい。

高橋会長 影山係長

影山係長 保険証につきましては、工程がいくつかありまして、まず、保険証自体の地紋と言うのですか、印刷していただくのが一つありまして、そこに皆さまそれぞれの情報を印字する。その後、冊子等こちらから皆さまにお願いする文書とか、そういうものを封入封緘するという 3 つがありまして、まず 1 点目、地の印刷につきましては指名入札という入札を行っております。

山本委員 指名ですか。

影山係長 はい。

山本委員 何社。

影山係長 そこまでは確認してこなかったのですが、複数お願いしてまして、その中で入札するという形を取っております。あと、実際にそれぞれお名前とか入れるのは市役所のシステムの方で入れますので、こちらは自分たちで行っています。この後、実際に封筒の中に入れてもらったり、シールを入れてもらったりというものにつきましては随意契約でお願いして行っているところでございます。以上です。

山本委員 何で随意契約ですか。

影山係長 すみません。ちょっとそこまでは、今聞いてきた中では、そういう形でやっていると聞いてまいりました。

山本委員 指名にしなきゃいけない理由は何ですか。

影山係長 指名にしなければならぬ理由。

山本委員 それでは、競争入札。随意契約ですと 100% になっちゃう可能性がありますよね。見積合わせする訳でしょ。

影山係長 はい。

山本委員 そこには、余地が出てくるから、競争、指名競争にした方が良くないじゃない

ですか。要は100%近い落札になっているじゃないですか。だから少しでも予算を。

だから、執行を、文書作成以外は3番目のところですけどもね。これ、随契にする理由が特段あるのですか。何故、随契にしなきゃいけない。

大森課長補佐（挙手）

高橋会長 はい。

大森課長補佐

ちょっと、ただ今の詳細の理由については再度確認いたしますけれども、基本的には市の入札の場合は、指名競争入札ですね。金額的に。

山本委員 160万以上ですと指名になりますよね。

大森課長補佐

はい。5社の指名入札で、随意契約のパターンといたしましては、一社によって業態が特定ですね、特殊な印刷等で名簿の事業者の中でそれができる者が限られているという、一社に限定されてしまうというパターンと発注の金額、受注金額が少額、50万円未満という場合のどちらかのパターンで、随意契約を行ったものだと思いますけれども。ちょっとそこについては確認いたします。

山本委員 例えば（近隣）4市ですね。富津、君津、袖ヶ浦。等々皆さまあれですかね。発注契約は。

加藤課長 予算現額が、支出額に近いという話ですけども、3月にですね、減額補正をしております、当初の予算額969万円だったところ、95万5千円の減額補正をしております。その結果、100%に近い、支出額になっているところでございます。3月になるべく使わないものは減額するということでして、この事業に拘わらず、全ての事業について見直しをして、必要でないものはできるだけ減額するというのでやらせてもらっています。その結果でございます。以上でございます。

山本委員 分かりました。どうもすみませんでした。

高橋会長 その他、何かございますか。

富沢委員（挙手）

高橋会長 それでは、富沢さん、よろしく申し上げます。

富沢委員 薬剤師の富沢です。先ほど山口委員からご質問のありましたおくすり手帳に関して、担当は薬剤師会ですので、一応分かる範囲内で説明します。

現状としては、おくすり手帳が無い場合は、50点500円。おくすり手帳があった場合は38点、380円という、120円の差でございます。ただし、細かいことを言いますと、半年以上の間隔が受診及び薬局の方。半年以上間隔がありますと、おくすり手帳が有っても50点ということでもっと複雑なところがありますので。ただ、基本はそういうところで、それが先ほど、そのことに関して現場としては、シールだけでおくすり手帳を持っていない、忘れちゃったけど、点数はあがっていなかったよというご意見は、これはルール上は違ってます。山口さんが言ったことが正しいことで、それは薬局としては患者さんとの信頼関係等、服薬の状況を把握しているということで、すぐに持ってきてねというニュアンスの中で対応していると思うので、これは、ルール上これはあり

ませんので、ご理解いただきたいです。

高橋会長 ありがとうございます。

そういうルールを知らなかったので、大変助かりました。ありがとうございます。

その他、どなたかいらっしゃいますか。何か。それでは。

大森課長補佐 はい。

高橋会長 大森課長補佐。

大森課長補佐

先ほどの入札、指名競争入札でうかがった等の入札者件数につきましては、まだ、確認中なのですけれども、1件、送付物の封入封緘の業務委託について随意契約で行った件につきましては、こちらの予定価格が50万円未満ということで、少額で随意契約を行ったものです。随意契約につきましては、3社から見積りを徴収しまして、その中で一番安い業者と随意契約を締結しております。もう1件、保険証の印刷、指名競争入札で行った入札の方につきましては、5社、規定によりまして5社を指名して入札を行って、最低価格業者と契約を締結しております。以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

山本委員 それは。

高橋会長 山本さんお願いします。

山本委員 入札率は何%ですか。

大森課長補佐

すみません。お待たせいたしました。落札率は84.2%でございました。

山本委員 ありがとうございます。

高橋会長 はい、ありがとうございます。山本さん、よろしいでしょうか。

山本委員 わかりました。ありがとうございます。

高橋会長 はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。

それでは、もう無い様子ですので、質疑終局と認めます。

お諮りします。「平成30年度木更津市国民健康保険事業報告(案)」と「平成30年度木更津市国民健康保険特別会計決算(案)」を原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。全員賛成であります。ありがとうございました。

それでは、「平成30年度木更津市国民健康保険事業報告(案)」と「平成30年度木更津市国民健康保険特別会計決算(案)」につきましては原案どおり承認することとなりました。以上で審議は終わりましたので、私の議長の任を解かせてもらいます。ありがとうございました。

斉藤次長 委員の皆様におかれましては、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、その他ということで事務局の方から報告させていただきます。

影山係長 影山でございます。私の方からこの後のスケジュールについてご説明申し上げます。

このあと3時半から会場を移しまして富津市消防防災センターにて、国民健

康保険団体連合会君津支部主催の運営協議会委員の研修会がございます。出席される皆さま方、よろしくお願いいたします。

次に、こちらの国民健康保険事業の運営に関する協議会につきまして、次回は来年の2月に開催を予定しております。議題については、令和2年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について、令和2年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）についてご審議させていただきます。

なお、その他審議案件がございましたら、随時お願いして参りますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、急遽なんですけれども、委員の皆さまへの参考図書を注文しておりまして、それが届きましたので、お配りさせていただきました。どうぞ、ご活用いただければと思います。私からは以上となりますので、よろしくお願いいたします。

斉藤次長 　ただ今、事務局からのスケジュールの説明がありましたが、この件を含めまして何かご質問がある方がいらっしゃいましたらよろしくお願いいたします。

無いようですので、以上を持ちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

なおこの後、「令和元年度君津支部国民健康保険運営協議会委員研修会」参加を予定されている委員の皆様については、移動をお願いします。会場の地図が必要な方は、恐れ入りますが事務局までお申し出ください。また、交通手段を利用されると申し出のありました方につきましては、公用車での移動となりますので準備ができるまで、こちらでお待ちいただきたいと思います。

委員の皆様、お疲れ様でございました。

どうもありがとうございました。

午後2時04分閉会

令和元年8月6日

議事録署名人

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 高橋 光 男